

砂利採取業者の承継について
(相続)

産業振興課あてに以下 1. ～11. の書類を提出してください(受付印のある控えを必要とする方はその旨申し出るとともに、届書等の写しも提出してください)。

なお、合格証は通知文書と併せて簡易書留にてお返ししますので、以下 12. ～13. も提出をお願いします。

【提出書類】

- | | |
|----------------------|-----|
| 1. 砂利採取業承継届書 | 1 部 |
| 2. 戸籍謄本 | 1 部 |
| 3. 誓約書(相続者名で提出) | 1 部 |
| 4. 誓約書(業務主任者氏名で提出) | 1 部 |
| 5. 業務主任者証明書(相続者名で提出) | 1 部 |
| 6. 業務主任者試験合格証(認定証) | 1 部 |
| 7. 業務主任者の住民票(コピー不可) | 1 部 |

(注) 千葉県内の市町村に住民登録のある人は提出不要です。

《以下 8. ～9. は、相続人が二人以上ある場合で、全員の同意により事業を承継する相続人を選定した場合に提出》

- | | |
|------------------|-----|
| 8. 砂利採取業者相続同意証明書 | 1 部 |
| 9. 証明者の印鑑登録証明書 | 1 部 |

《以下 10. ～11. は、相続人が一人、または相続人が共同して相続した場合に提出》

- | | |
|-----------------|-----|
| 10. 砂利採取業者相続証明書 | 1 部 |
| 11. 証明者の印鑑登録証明書 | 1 部 |

-
12. 440円分の切手を貼付した返信用封筒

(注) A4用紙類が折らずに入るサイズの封筒に、宛先を明記してください。

13. 10円切手13枚

(注) 余った場合お返ししますので、封筒に貼らないでください。

14. 住民票、印鑑登録証明書は申請日前3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

【作成方法】

1 砂利採取業承継届書

- (1) 承継者、被承継者とも、事務所が2ヶ所以上ある場合は、それぞれの名称及び所在地を記入する。
- (2) 承継者の事務所が2ヶ所以上ある場合は、それぞれの事務所ごとに業務主任者を置くこと。

2 誓約書（相続者名で提出するもの）

第1号様式（申請者用）を使用する。

3 誓約書（業務主任者名で提出）

- (1) 第1号様式（業務主任者用）を使用する。
- (2) 業務主任者を2人以上置く場合は、各人それぞれ作成する。

4 業務主任者証明書（相続者名で提出するもの）

事務所が2ヶ所以上ある場合は、それぞれについて記入する。

~~~~~  
記入方法等に不明な点がありましたら、電話等でお問い合わせください。

申請する前にFAXいただければ下見もいたします。

~~~~~  
【提出・問い合わせ先】

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県商工労働部産業振興課資源対策室

電話：043-223-2735

FAX：043-222-4555